

報告第 14 号

臨時代理した事件(名張市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定)の承認について

名張市奨学金条例施行規則（平成23年教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 6年 4月 4日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

名張市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

名張市奨学金条例の一部改正により、貸付奨学金が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 貸付奨学金に係る規定を削除し、そのことに伴い必要な規定の整理をする。
- (2) (1) の改正に伴い関係規則の規定を整理する。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

名張市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

名張市奨学金条例施行規則（平成23年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、名張市奨学金条例（平成23年条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、<u>奨学金</u>の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第2条 <u>奨学金</u>の支給を受けようとする者は、<u>名張市奨学金支給申請書</u>（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 在学する学校の校長、学長等の奨学生推薦書（様式第2号）。ただし、修業年数が1年に満たない者にあつては、現に在学する学校の直前に在学した中学校又は<u>高等学校等</u>の校長の推薦書とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(選考及び決定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 教育委員会は、選考委員会からの報告に基づき、<u>奨学金</u>の支給を受ける者を決定し、<u>名張市奨学金支給決定通知書</u>（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>(誓約書)</p> <p>第4条 <u>奨学金</u>の支給の決定を受けた者は、名張市奨学金支給に関する誓約書</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、名張市奨学金条例（平成23年条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、<u>奨学資金</u>の支給及び貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第2条 <u>奨学資金</u>を受けようとする者は、<u>名張市奨学金支給・貸付申請書</u>（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 在学する学校の校長、学長等の奨学生推薦書（様式第2号）。ただし、修業年数が1年に満たない者にあつては、現に在学する学校の直前に在学した中学校又は<u>高等学校</u>の校長の推薦書とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(選考及び決定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 教育委員会は、選考委員会からの報告に基づき、<u>奨学資金</u>の支給又は貸付けを受ける者を決定し、<u>名張市奨学金支給・貸付決定通知書</u>（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>(誓約書及び連帯保証人)</p> <p>第4条 <u>奨学資金</u>の支給の決定を受けた者は、名張市奨学金支給に関する誓約書</p>

(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第2項の通知を受けた者が、理由なく教育委員会が指定する日までに前項に規定する誓約書を提出しないときは、第2条の規定による申請を取り下げたものとみなす。

第5条 削除

(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 奨学資金の貸付けの決定を受けた者は、保護者及び連帯保証人1名が連署した名張市奨学金貸付に関する誓約書(様式第5号)に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

3 前項に規定する連帯保証人は、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

(1) 貸付奨学生と同一の生計に属していない者。ただし、教育委員会が特に認める者については、この限りでない。

(2) 貸付奨学金の償還能力を有する成人である者

(3) 貸付奨学金の貸付けを開始する月の初日現在で65歳以下である者

(4) 名張市の区域内に住所を有する者。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

4 教育委員会は、連帯保証人になろうとする者の代位弁済の能力を把握する必要があると認めるときは、必要な資料の提出を求めることができる。

5 前条第2項の通知を受けた者が、理由なく教育委員会が指定する日までに第1項及び第2項に規定する誓約書を提出しないときは、第2条第1項の規定による申請を取り下げたものとみなす。

(貸付奨学金の額)

第5条 条例第7条第2項に規定する貸付奨学金の額は、貸付奨学生が在学する学校の区分に応じ、貸付けの申請をする時に次の表に定める額のいずれかを選択す

(奨学金の交付)

第6条 教育委員会は、毎年6月及び10月に当該奨学生が受ける奨学金の2分の1に相当する額を支給する。ただし、支給決定後の最初の奨学金の交付は、第4条第1項に規定する誓約書の提出後速やかに行うものとする。

2 教育委員会は、支給する奨学金を、奨学生があらかじめ指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(継続手続等)

第7条 高等学校等に在学する奨学生は、毎学年修了の日から30日以内に、学年修了(卒業)報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添え、教育委員会に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 同一世帯に属する全ての者の所得証明書及び住民票の写しを添えた世帯状況等報告書(様式第6号)

2 高等学校等に在学する奨学生は、その卒業(高等専門学校に在学する奨学生の場合にあつては、第3学年の修了)の日から30日以内に、学年修了(卒業)報告書(様式第5号)に卒業(修了)証明書

ることとする。

区分	金額
高等学校等	年額120,000円
	年額180,000円
大学等	年額240,000円
	年額360,000円

(奨学資金の交付)

第6条 教育委員会は、毎年6月及び10月に当該奨学生が受ける奨学資金の2分の1に相当する額を支給し又は貸し付ける。ただし、支給又は貸付決定後の最初の奨学資金の交付は、第4条第1項及び第2項に規定する誓約書の提出後速やかに行うものとする。

2 教育委員会は、支給し又は貸し付ける奨学資金を、支給奨学生又は貸付奨学生(以下「奨学生」という。)があらかじめ指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(継続手続等)

第7条 高等学校等に在学する支給奨学生は、毎学年修了の日から30日以内に、学年修了(卒業)報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添え、教育委員会に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 同一世帯に属する全ての者の所得証明書及び住民票の写しを添えた世帯状況等報告書(様式第6号の2)

2 高等学校等に在学する支給奨学生は、その卒業(高等専門学校に在学する支給奨学生の場合にあつては、第3学年の修了)の日から30日以内に、学年修了(卒業)報告書(様式第6号)に卒業(修

を添え、教育委員会に提出しなければならない。

(支給の停止及び取消しの通知)

第8条 教育委員会は、条例第9条に規定する奨学金の支給の停止又は条例第10条に規定する支給の取消しをしたときは、当該奨学生及び保護者に通知するものとする。

(支給を停止する休学期間)

第9条 条例第9条に規定する奨学金の支給の停止となる休学の期間は、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から復学した日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までとする。

(支給の取消しの時期)

第10条 条例第10条の規定による奨学金の支給の取消しは、同条各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）分からとする。

第11条から第14条まで 削除

了) 証明書を添え、教育委員会に提出しなければならない。

3 大学等に在学する支給奨学生は、学年修了の日から30日以内に、学年修了（卒業）報告書（様式第6号）に在学証明書及び当該修了学年の成績証明書を添え、教育委員会に提出しなければならない。

4 貸付奨学生は、毎学年修了又は卒業の日から30日以内に、学年修了（卒業）報告書（様式第6号）に在学証明書又は卒業（修了）証明書を添え、教育委員会に提出しなければならない。

(支給等の停止及び取消しの通知)

第8条 教育委員会は、条例第9条に規定する奨学資金の支給等の停止又は条例第10条に規定する支給等の取消しをしたときは、当該奨学生、保護者及び連帯保証人に通知するものとする。

(支給等を停止する休学期間)

第9条 条例第9条に規定する奨学資金の支給等の停止となる休学の期間は、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から復学した日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までとする。

(支給等の取消しの時期)

第10条 条例第10条の規定による奨学資金の支給等の取消しは、同条各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）分からとする。

(借用証書及び償還明細書の提出)

第11条 貸付奨学生は、条例第10条の規定により貸付奨学金の貸付けを取り消され

たとき又は最終の貸付けを受けたときは、速やかに保護者及び連帯保証人と連署のうえ名張市奨学金借用証書（様式第7号）及び名張市奨学金償還明細書（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、名張市奨学金借用証書には、連帯保証人の印鑑登録証明書を添付するものとする。

（償還方法）

第12条 条例第11条第1項の規定による貸付奨学金の償還は、月賦、半年賦又は年賦による均等償還の方法によるものとする。ただし、繰上償還することを妨げない。

2 前項の規定により償還する時期は、半年賦の場合は6月及び12月とし、年賦の場合は12月とする。

3 貸付奨学金の償還は、口座振替の方法により行うことができる。

4 貸付奨学金の償還を口座振替の方法により行う場合に必要な事項は、名張市会計規則（平成20年規則第11号）第16条に規定するもののほか、教育委員会が別に定める。

（償還の免除）

第13条 条例第13条第1項第1号に該当する場合で、貸付奨学金の償還の免除を受けようとするときは、貸付奨学生の保護者、相続人又は連帯保証人は、名張市奨学金償還免除申請書（様式第9号）に貸付奨学生であった者の死亡を証する書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 貸付奨学金の償還を免除する額は、貸付けを受けた貸付奨学金の総額から既に

返還した額を控除した額の全額とする。

(償還の猶予)

第14条 貸付奨学生は、条例第13条第2項に規定する償還の猶予を受けようとするときは、名張市奨学金償還猶予申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに教育委員会に申請しなければならない。

(1) 条例第13条第2項第1号に該当する場合は、在学証明書

(2) 災害による場合は、り災証明書その他官公署がり災したことを証明する書類

(3) 疾病による場合は、医師の診断書

(4) 失職による場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知又は離職票の写し等

(5) その他やむを得ない事由であると教育委員会が認める場合は、教育委員会が必要と認める書類

2 条例第13条第2項第1号に規定する各種学校は、正規の修業期間が1年以上の学校とする。

3 条例第13条第2項の規定による償還猶予の期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第13条第2項第1号に該当する場合は、当該学校等に在学している期間

(2) 条例第13条第2項第2号及び第3号に該当する場合は、当該事由が発生した日から1年以内で教育委員会が必要と認める期間とする。この場合において、当該猶予期間が経過してもなお当該事由が継続しているときは、5年を限度に猶予期間を延長

<p>(異動報告)</p> <p>第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに異動届<u>(様式第7号)</u>に当該事実を証する書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>奨学金</u>の支給を受けることを辞退するとき。</p> <p>(4) 奨学生又は<u>保護者</u>が住所又は氏名を変更したとき。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 奨学生は、死亡等の理由により、保護者を変更する必要があるときは、直ちに<u>変更届(様式第8号)</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 奨学生が死亡したときは、その保護者又は<u>相続人</u>は、第1項の異動届に死亡を証する書類を添えて、直ちに教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p><u>することができるものとする。</u></p> <p>(異動報告)</p> <p>第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに異動届<u>(様式第11号)</u>に当該事実を証する書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>奨学資金</u>の支給又は貸付けを受けることを辞退するとき。</p> <p>(4) 奨学生、<u>保護者</u>又は<u>連帯保証人</u>が住所又は氏名を変更したとき。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 奨学生は、死亡等の理由により、保護者又は<u>連帯保証人</u>を変更する必要があるとき、又は<u>連帯保証人</u>が第4条第3項に規定する要件を欠くに至ったときは、直ちに<u>変更届(様式第12号)</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 奨学生が死亡したときは、その保護者、<u>相続人</u>又は<u>連帯保証人</u>は、第1項の異動届に死亡を証する書類を添えて、直ちに教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(添付書類の省略)</p> <p>第16条 教育委員会は、<u>第2条各号</u>及び第7条第1項各号に掲げる書類により証明すべき事実を本人の同意を得て公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、奨学金の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>(添付書類の省略)</p> <p>第16条 教育委員会は、<u>第2条第1項各号</u>及び第7条第1項各号に掲げる書類により証明すべき事実を本人の同意を得て公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、奨学金の支給及び<u>貸付け</u>に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

名張市奨学金支給申請書

申請者 (本人)	ふりがな 氏名		住所等		
			〒		
			電話番号(自宅) — — (携帯) — —		
	生年月日		/		
年	月 日生				
保護者	ふりがな 氏名		住所等		
			〒		
			電話番号(自宅) — — (携帯) — —		
	生年月日		職業(勤務先等)	本人との関係	
	年	月 日生			
在学学校名	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立		在学学校の修業年限 年 (科 学年)		
出身学校名					
通学・下宿・寄宿の別	通学		下宿		寄宿
奨学金の支給を受ける期間	年 月 日 ~		年 月 日		
奨学金を申請する理由					
他からの支給奨学金の有無	有 無	(有の場合) 申請予定又は申請中・決定 名称: 給付 円/月			

家 族 状 況		氏 名	続柄	年齢	職 業 (勤務先、学生の場合は学校名・学年)	月収額
	1		本人			
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					

私は、名張市奨学金を受給したいので、関係書類を添えて申請します。なお、名張市教育委員会が、名張市が保有する奨学金の支給決定等に必要な収入及び所得の情報（同一世帯者の情報を含みます。）並びに世帯情報を閲覧することについて、（ 同意します ・ 同意しません ）。

※名張市在住で上記の内容に同意された方は、所得・世帯関係書類の提出を省略することができます。名張市在住で上記の内容に同意されない方や市外在住の方、市外で課税情報が登録されている方は、所得・世帯関係書類を添えて提出してください。

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

申請者氏名 印
(本人)

保護者氏名 印

※氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

様式第3号から第8号までを次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

名張市奨学金支給決定通知書

第 号
年 月 日

(申請者) 様
(保護者) 様

名張市教育委員会

あなたの 年度名張市奨学金支給申請について、下記のとおり支給決定しましたのでお知らせします。なお、 月 日までに同封の誓約書を提出してください。

記

奨学生番号		
奨学生	住 所	
	氏 名	
支給する奨学金の額（年額）		円
支給対象期間		年 月から 年 月まで

様式第4号（第4条関係）

名張市奨学金支給に関する誓約書

私はこの度名張市奨学金の支給を受けることになりました。

に在学中は、学校の諸規則を守り、健康に留意して勉学に励むとともに、名張市奨学金条例（平成23年名張市条例第4号）を守ることを誓います。

また、次に掲げる事項を遵守することを保護者との連署をもって誓約します。

- （1）奨学金の支給が取り消された場合は、所定の金額を教育委員会が指定する期日及び方法により返還すること。
- （2）偽りその他不正な手段により奨学金の支給を受けたことにより奨学金の支給が取り消された場合は、既に支給を受けた奨学金の全額を教育委員会が指定する期日までに返還すること。
- （3）名張市奨学金条例施行規則（平成23年名張市教育委員会規則第5号）第15条に規定する異動（退学・休学、氏名・住所変更等）が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出ること。

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

（本人）
奨学生番号
住 所
氏 名

上記誓約事項を保護者として確認し、本人が履行しない場合は責任をもって対応します。

（保護者）
住 所
続 柄
氏 名

※2行目の空欄には、在学中の学校の名称を記入してください。

※署名欄は、それぞれ該当する人が自署してください。

様式第5号（第7条関係）

学年修了（卒業）報告書

（奨学生番号 ）

私は、この度、下記のとおり学年を修了（卒業）しましたから、在学（卒業・修了）証明書（及び成績証明書）を添えて報告します。

記

- 1 学校名
- 2 修了学年 第 学年
- 3 修了（卒業）年月日 年 月 日

年 月 日

住所

氏名

印

※氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

名張市教育委員会 宛て

様式第6号（第7条関係）

世帯状況等報告書

下記のとおり、現在の世帯状況等を報告します。

なお、名張市教育委員会が、名張市が保有する奨学金の支給決定等に必要な収入及び所得の情報（同一世帯者の情報を含む。）並びに世帯情報を閲覧することについて、（ 同意します ・ 同意しません ）。

※いずれかに丸を記入してください。名張市在住で上記の内容に同意された方は、所得・世帯関係書類の提出を省略することができます。名張市在住で上記の内容に同意されない方や市外在住の方、市外で課税情報が登録されている方は、所得・世帯関係書類を添えて提出してください。

家 族 状 況		氏 名	続柄	年齢	職 業 <small>(勤務先、学生の場合は学校名・学年)</small>	月収額
	1		本人			
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
他からの支給奨学金の有無			有 ・ 無	(有の場合) 申請予定又は申請中・決定 名称： 給付		円/月

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

申請者氏名 印
(本人)

保護者氏名 印

※氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

様式第7号（第15条関係）

異 動 届

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

(届出者)

奨学生番号

住 所

氏 名

印

本人との関係

電話番号（自宅）

（携帯）

※氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

名張市奨学金条例施行規則（平成23年名張市教育委員会規則第5号）第15条
第1項・第3項の規定により、下記のとおり異動がありましたので届け出ます。

記

1 異動事項

2 異動年月日

3 異動理由

添付書類 異動事項の事実を証する書類

様式第8号 (第15条関係)

変 更 届

変更後の 保護者	ふりがな	住所・連絡先		
	氏名			
		電話番号(自宅) - -		
		(携帯) - -		
	生年月日	職業(勤務先等)	本人との 関係	
年 月 日生				
変更年月日				
変更理由				
<p>名張市奨学金条例施行規則(平成23年名張市教育委員会規則第5号)第15条第2項の規定により、保護者について、上記のとおり変更がありましたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>名張市教育委員会 宛て</p> <p>(奨学生番号)</p> <p>本人 名 前 印</p> <p>(新)保護者 名 前 印</p> <p>※氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。</p>				

様式第9号から第12号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(名張市教育委員会規則に規定する様式に係る押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

2 名張市教育委員会規則に規定する様式に係る押印の取扱いの特例に関する規則(平成16年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
根拠規定	様式	根拠規定	様式
就学等に関する規則 (昭和34年教育委員会規則第25号)	様式第10号、様式第11号	就学等に関する規則 (昭和34年教育委員会規則第25号)	様式第10号、様式第11号
		<u>名張市奨学金条例施行規則(平成23年教育委員会規則第5号)</u>	<u>様式第1号、様式第4号、様式第6号、様式第6号の2、様式第9号、様式第10号、様式第11号</u>
略	略	略	略